平成２７年（フ）第５１２１号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾３丁目19―11―201
債務者　板倉　藤美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１号
東京都東村山市本町４丁目11番地本町アパート14―1002
債務者　青木　春美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５１０１号
東京都町田市玉川学園５丁目25―24
債務者　高田玉子こと　朴　　玉子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５５号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目12番12号ともみ荘201号
債務者　武藤　和重
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３号
沖縄県宜野湾市真志喜１丁目22番１号　森ノ宮荘302号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市真志喜２丁目14番18―602号　マーシーマンションⅢ
債務者　安次嶺あいり
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４０４号
東京都町田市本町田56番地公社住宅ロ555
債務者　菅井百合子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５５号
静岡市駿河区敷地２丁目27番30―206号
債務者　萩原　吾郎
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
愛知県豊川市伊奈町出口71番地２　メゾンミユキＡ棟、従前の住所愛知県豊橋市三ツ相町67番地　Ｂ―１
債務者　河村　静枝
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１９５２号
神奈川県川崎市麻生区東百合丘４丁目19―１
破産者　野村　一雅
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７８号
東京都中央区日本橋箱崎町44番１号　イマス箱崎ビル８階
破産者　株式会社ヨシカワ．コピー
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７９号
東京都江東区大島４丁目１―６―1133
破産者　吉川　昌甫
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４０８号
神奈川県川崎市多摩区枡形４丁目６―６フォーブル向ヶ丘Ａ102
破産者　根本ジャズこと　ラミレス　シンプリシオ　ジュニア　ミロイ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１１号
東京都渋谷区代々木２丁目26番１号　桑野ビル３Ａ
破産者　株式会社ユアサイド
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２号
東京都渋谷区代々木２丁目26番１号　桑野ビル３Ａ
破産者　合同会社ＹＯＵＲＳＩＤＥ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１３号
東京都渋谷区代々木２丁目26番１号　桑野ビル３Ａ
破産者　合同会社スプリーム
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４号
東京都足立区梅田５丁目25番33―404号
破産者　合同会社ＭＰコーポレーション
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１８号
東京都港区西麻布１丁目14番７号
破産者　株式会社スウイッチ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部